

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等支援事業補助金（施術所）に係るQ & A

令和3年3月23日掲載

令和3年3月30日更新

1. 補助の申請等について

Q 1 この補助金を受けられる施術所はどのような施術所ですか。

A 1 県内の柔道整復師法（以下「柔整法」という。）第19条第1項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下「あはき法」という。）第9条の2第1項又はあはき法第9条の3の規定による開設届を保健所に届け出た施術所又は出張専業（以下「事業者」という。）で、次の（1）から（4）までの要件を全て満たす事業者です。

（1）令和3年3月1日以前に、柔整法第19条第1項、あはき法第9条の2第1項又はあはき法第9条の3の規定による施術所等の開設届を、保健所に届け出た事業者であること。

（2）令和3年3月1日時点で、開設届に記載した場所で施術所等の業務を行っており、かつ、今後も業務を継続する意思があること。

（3）次のガイドラインに沿った感染拡大防止対策を実施していること。

①「柔道整復施術所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

（（公社）日本柔道整復師会・（一社）日本柔道整復接骨医学会作成）

②「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン（第六版）」

（（公社）日本鍼灸師会危機管理委員会・（公社）全日本鍼灸マッサージ師会スポーツ・災害対策委員会作成）

（4）事業者の代表者、役員若しくは使用人若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第2条第6号に規定する暴力団に該当せず、かつ、将来にわたり該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員が施術所等の経営に事実上参画していないこと。

Q 2 複数の施術所を開設していますが、それぞれの施術所に対して10万円をもらえるのですか。

A 2 本県の定める要件を全て満たす施術所等であれば、施術所ごとに補助金10万円をお支払いします。ただし、柔整法第19条第1項、あはき法第9条の2又はあはき法第9条の3の規定による施術所等を、同一の場所で開設している事業者は、一つの事業者とみなし、10万円となります。

Q 3 出張専業のみの開設届を保健所に届け出ていますが、補助金の申請を提出することはできますか。

A 3 できます。補助の対象事業者となっています。

Q 4 令和3年3月15日に新規で施術所を開設しましたが、補助金の申請を提出することはできますか。

A 4 できません。補助金の申請ができる施術所等は、令和3年3月1日以前に、柔整法第19条第1項、あはき法第9条の2又はあはき法第9条の3の規定による施術所等の開設届を、保健所に届け出た施術所等で、かつ、令和3年3月1日時点で、開設届に記載した場所で施術所等の業務を行っており、今後も業務を継続する意思がある事業者です。

Q 5 複数の施術所を開設していますが、まとめて補助金の申請を提出することはできますか。

A 5 まとめて申請することはできません。それぞれの施術所ごとに申請書類等を作成し、提出してください。

Q 6 ●●市が行っている、国の「地方創生臨時交付金」を活用した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止支援事業に申請しましたが、県の補助金にも申請することができますか。

A 6 この補助金の交付申請とは別に、●●市が実施する国の「地方創生臨時交付金」を活用した「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等のための支援事業」の交付申請を行うことができますが、感染拡大防止対策等のために購入された資機材の「領収書等」は、県又は各自治体が行う事業のいずれかに提出してください。

なお、両方の事業報告書に、同一の「領収書等」を提出して補助金の交付を受けられたことが判明した場合には、補助金を返還する必要があります。

Q 7 本人確認書類として、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出して良いですか。

A 7 マイナンバーカード（個人番号カード）をご提出いただく場合は、表面（写真が入っている面）のみコピーしてご提出してください。「マイナンバー（個人番号）が記載された裏面」又は「通知カード」は、提出しないでください。

Q 8 通帳の写しは、どの部分をコピーして提出すれば良いですか。

A 8 口座名義と口座番号が記載されているページの写しをコピーしていただき、提出してください。

Q 9 振込先口座について、法人口座がない場合は、代表者個人名義の口座でもよいですか。

A 9 法人口座がない場合は、代表者個人名義の口座に振り込みをさせていただきます。（添付していただく登記簿謄本で法人名・代表者名を確認します。）

Q 10 誓約書は、自作したものでいいですか。

A 10 送付している別紙2の「誓約書」をご利用ください。なお、誓約書の所在地、名称、代表者氏名は、必ず記名（自筆）してください（ゴム印等不可）。なお、視覚障害等の理由で記名できない場合は、代理の方が申請者に代わって記名願います。

Q11 補助金は、申請してからどれくらいで振り込まれますか。

A11 必要な申請書類等が整っていれば、書類を受領してからおおよそ1か月ほどでお支払いします。

なお、申請書や添付資料の不足や不備により書類の再提出となった場合には、支払いまでにさらに時間がかかりますので、迅速な交付を行うためにも、申請書類等の書き漏れや書類の不足等がないかを、送付前に今一度、ご確認いただきますようお願いいたします。

Q12 実績報告書に添付する領収書等について、単に「お品代」としか記載されていない領収書等を貼付してもよいですか。(R3.3.30 追記)

A12 購入された資機材等が記載されていない領収書等は、受け付けられません。購入された資機材、購入年月日、金額等、明確にわかる領収書等を貼付してください。

Q13 法人で複数の施術所を開設していますが、本部機能を持つ施術所が一括で資機材を購入した時の領収書を、実績報告書に貼付する領収書として提出してもよいですか。(R3.3.30 追記)

A12 施術所ごとに実績報告書を提出する必要がありますので、それぞれの施術所に分けて購入された資機材の領収書を貼付して提出してください。

2. 補助の対象経費等について

Q1 この補助金の感染拡大防止対策に要した費用、施術業に必要な経費とは、どのようなものですか。

A1 感染拡大防止対策として次のものが対象となります。

空気清浄機、消毒液、アルコール、体温計、動線確保のためのパーテーション、感染防止のための个人防护具等、電話等情報通信機器を用いた体制整備費など、施術を行うにあたり感染拡大防止のための対策に必要な費用が対象となります。

また、施術業の継続に必要な経費として、日常業務に要する消耗品、水道光熱費、電話やインターネット接続等の通信費、施術所の火災保険、清掃委託費、洗濯委託費などが経費の対象となります。

ただし、補助金を活用して購入した資機材で、療養費を請求することはできません。

なお、両方の事業報告書に、同一の「領収書等」を提出して補助金の交付を受けられたことが判明した場合には、補助金を返還する必要があります。

Q2 施術所等で使用する鍼や灸等の資機材は、補助の対象となりますか。(R3.3.30 追記)

A 2 九州厚生局に療養費として請求されている施術については、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

Q 3 出張施術の往療費を患者に請求していますが、往療費は補助の対象となりますか。(R3. 3. 30 追記)

A 3 補助の対象とはなりません。

Q 4 これまでレセプトの会計処理を紙媒体で行っていましたが、患者と接触しないためのパソコンを購入し、会計処理を非接触で行う方法に変えましたが、パソコンの購入費は補助の対象となりますか。(R3. 3. 30 追記)

A 4 感染拡大防止のための対策として購入された資機材等については、補助の対象となります。ただし、自宅で使用するなどの個人用のパソコンは、補助の対象となりません。

3. その他

Q 1 補助金の支援を受けた場合、課税対象となりますか。

A 1 補助金については、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。ただし、支援金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字になる場合等、税の負担が生じないこともありますので、税の詳細についてはお近くの税務署へお問い合わせください。